



一般社団法人
日本語学校
ネットワーク

NEWSLETTER

発行元：一般社団法人日本語学校ネットワーク 住所：東京都文京区千駄木 3-33-6 第3 仲慶ビル 6F 発行日：2023年6月27日



第18回 日本語教育推進議連総会_2023年6月

代表ご挨拶

日本語教育機関認定法（正式名称：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律）が、衆議院及び参議院の両議院で可決し5月26日に成立、令和6年4月より施行されることとなります。文化庁より業界団体「日本語教育機関団体連絡協議会」（旧名称：日本語教育機関関係6団体）が、この法律案についての説明を受けた際には、コロナ禍で日本語教育機関が存亡の時期に法律制定が必要であるのかという否定的な意見もありました。しかしこの動きを無視すれば、日本語教育の担い手である私たちの現場の意見が届かないまま法律が成立してしまうのではないかという考えからこの法律について積極的に意見や要望を届けることにいたしました。詳細は政省令の発表を待たなければなりません。今後、法務省令等が変更され、留学生を受け入れる日本語教育機関は、この法律の定めによる日本語教育機関（留学）として文科省の認定を受けなければならないことや日本語教師の資格が国の認める資格（登録日本語教員）となり、日本語教育機関の教師は、全て登録教員でなければなりません。告示校にとっては、なにやら面倒な法律だと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、この法律により文部科学省が日本語教育機関の監督官庁となり、多くの告示校にとっての法的地位がはっきりと確立する（これまで学校法人立以外の告示校は法務省が留学生を受け入れる教

育機関として省令で定めているだけでした）こととなりますし、教師の社会的な地位の向上も実現します。この法律の施行に関する詳細は、今後定められる政省令により決まりますが、その前（本年の夏ごろ）にはパブリックコメントの募集があると伺っていますので、皆様におかれましては、積極的に意見や要望を発信して下さることを願っています。

昨年の10月に入管庁が突然、新しい適正校（在籍管理優良校）制度の試行運用を始めました。いつものことながら寝耳に水という発表でした。

「優良校」という名称や「優良校」の選定基準について大いに疑問があることから日本語教育機関団体連絡協議会として意見交換の機会を頂き、団体としての意見と要望を申し上げました。その後、入管庁より同制度の「教育機関の選定基準」の一部見直しが発表されましたが、団体の意見が一部反映されたものとなりました。コロナ禍に於ける対応で団体としてまとまることの重要性は認識しておりましたが、この件においても業界団体としてまとまった活動の効果を実感いたしました。日本語教育機関



代表理事 大日向和知夫